

令和7年度からの市・県民税の税制改正等について

【令和7年度分個人住民税からの定額減税】

令和7年度（令和6年分）の個人住民税に係る合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下の納税義務者で、国内に居住する控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（※）を有する場合に、税額控除後の所得割額から1万円が控除されます。

※納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超えており、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者

【子育て世帯などに対する住宅ローン控除の拡充】

次の1または2に該当する場合には、認定住宅等の新築などに係る借入限度額が拡充されます。

1. 19歳未満の扶養親族を有する世帯
2. 夫婦のいずれかが40歳未満である世帯

税制改正に伴う住宅ローン控除の借入金限度額		
住宅区分↓	改正後	(改正前)
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円